

# 公益財団法人横浜YMC A定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人横浜YMC A（英文標記名：YOKOHAMA Young Men's Christian Association）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、キリスト教精神に基づき、神奈川県及びその近傍の青少年等を中心とする全ての人々の心身の健全な成長を図るとともに、奉仕の精神を養い、もって民主的社会の発展に寄与し、世界の平和と福祉社会の実現に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ、野外体験活動及び文化活動等を通して心身の発達を支援する事業
- (2) 国際的な視野を持った地球市民を養成するための教育や研修などに関する事業
- (3) 職能教育など青少年の社会参加を支援する教育活動に関する事業
- (4) 福祉の増進と支援に関する事業
- (5) 講座、講演会、研修会等を開催する事業
- (6) 施設の提供に関する事業
- (7) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、神奈川県において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

第6条 基本財産は、適正な維持及び管理に努めるものとし、やむをえない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、決議に加わることのできる理事の3分の2以上の決議を得なければならない。

2 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規則によるものとする。

(財産の管理)

第7条 この法人の財産は、理事会の決議に基づき、代表理事が管理し、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規則によるものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、

一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項並びに前項第1号及び第4号の書類については、毎事業年度終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

(重要な財産の処分又は譲受及び長期借入金)

第12条 重要な財産の処分又は譲受け及び資金の借入れ（当該事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く。）をしようとするときは、理事会の決議を要する。

(会計原則)

第13条 この法人の会計は、公益法人の会計の慣行に従う。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第14条 この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会議長とする。また、副議長を置くことができる。

3 評議員会議長及び副議長は評議員会において互選する。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、職員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦する

ことができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数を持って行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
- (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

10 評議員の氏名に変更があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（評議員の任期）

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第17条 評議員は無報酬とする。

## 第5章 評議員会

（構成）

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（評議員会の種類及び開催）

第20条 評議員会は定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

2 定時評議員会は毎年度6月に1回開催する。

3 臨時評議員会は、3月及び必要がある場合に開催する。

（招集）

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、評議員会議長がこれにあたる。

2 議長は評議員会の議事を整理し、進行する。

3 評議員会議長に事故があるとき又は欠けるときは、副議長を置く場合は副議長がその職務を代行する。副議長を置かない場合は出席評議員から議長を選出する。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数を持って行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

なお、この場合、議長は評議員として決議に加わることはできない。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 理事及び監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、評議員会議長及び出席した評議員のうちから評議員会において選任された議事録署名人2名が記名押印する。

(評議員会規則)

第25条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上6名以内（うち代表理事を2名とし、代表理事のうち1名を理事長、もう1名を常務理事とする）

(2) 監事2名以内

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 代表理事の氏名若しくは住所又は理事若しくは監事の氏名に変更があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は法令及びこの定款で定めるところにより、業務の執行を行い、法人の財産を管理する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担して執行する。

4 代表理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行状況を監査すること。
- (2) この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 必要に応じて評議員会に出席して意見を述べること。
- (5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第32条 理事及び監事は無報酬とする。

(取引制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第43条に定める理事会規則によるものとする。

(責任免除)

第34条 この法人は、理事及び監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (5) 不動産の買入れ並びに基本財産の譲渡、交換及び担保提供についての事項
- (6) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (4) 第34条に定める責任の免除
- (理事会の種類及び開催)

第37条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、事業年度に2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に召集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の召集の通知が発せられない場合に、その請求した理事が召集したとき。
  - (4) 監事から理事長に召集の請求があったとき又は監事が召集したとき。
- (招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号に該当する場合にあっては当該理事が、同条同項第4号後段に該当する場合にあっては当該監事が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段による請求があった場合は、当該請求があった日から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 議長は理事会の議事を整理し、進行する。

3 理事長に事故あるとき又は欠けるときは、常務理事がその職務を代行する。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数を持って行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。なお、この場合、議長は理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事が記名押印する。

(理事会規則)

第43条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を経て変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第3条、第4条、第15条、第46条及び第47条の規定については、評議員の全員が賛成した場合に限り、変更することができる。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる変更に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項に規定するもの以外の変更を行った場合は、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第45条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、学校法人横浜YMCA若しくは社会福祉法人横浜YMCA福祉会、この法人と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、学校法人横浜YMCA若しくは社会福祉法人横浜YMCA福祉会、この法人と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 委員会

(委員会)

第48条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任する。

3 委員会の構成及び運営等に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 会員

(会員)

第49条 この法人の趣旨に賛同し、賛助する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 事務局及び職員

(事務局)

第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(職員)

第51条 この法人の事務を処理するため、事務局に総主事その他の職員を置く。

2 総主事は、理事長が理事会の承認を経て任免し、その他の職員は、常務理事が任免する。

### 3 職員は有給とする。

#### 第12章 公告の方法

##### (公告の方法)

第52条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

#### 第13章 その他

第53条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て代表理事が定める。

#### 附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は次に掲げるものとする。

山田尚典

田口 努

4 この法人の最初の評議員は次に掲げるものとする。

荒井 仁

相賀 昇

金剛静慧

工藤誠一

佐竹拓平

進 宏一

#### 別表

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
有価証券	100,000,000円
定期預金	90,000,000円